

地方独立行政法人大牟田市立病院第4期中期計画

平成22年4月、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）は、住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的として設立され、第1期及び第2期中期計画期間においては、7対1看護体制の確立、地域医療支援病院の承認、増改築事業を通じた診療機能の充実や救急専門医の確保等を実現した。こうした取組と健全経営を維持してきたことが評価され、平成30年度に「自治体立優良病院総務大臣表彰」を受賞することができた。

第3期中期計画期間における取組の成果としては、診療特性に応じた病棟全体の再編を行い、入院患者数に応じた最適な病床規模への変更を行ったほか、施設・設備の長寿命化を図るため大規模修繕工事を実施したことなどがあげられる。併せて、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症への対応については、院内の感染防止に努めるとともに、通常診療への影響を最小限にしながら、患者の入院受入れを行うなど、地域の医療水準の維持に貢献してきたところである。

第4期中期計画においては、地域における人口減少や少子高齢化、医療を担う人材の確保等の問題、医師の働き方改革等の医療政策の変化に対応し、高度で専門的な医療、がん診療、救急医療、母子医療などを提供するほか、新興感染症への対応など、当院が地域から求められている医療機能の充実に取り組んでいく。また、地域医療構想における医療機能分化、地域医療連携の更なる推進に努め、地域包括ケアシステムを踏まえて、関係機関等とこれまで以上に密な連携を図っていくこととする。

加えて、新型コロナウイルス感染症により生じた患者の受療行動の変化等に対応しながら、医業収益の回復に努め、更なる経営の効率化にも取り組んでいく。

「良質で高度な医療を提供し、住民に愛される病院を目指す」という法人の基本理念のもと、第4期中期計画における行動指針は次のとおりとする。

- 安心・安全な医療の提供と断らない医療の提供に努める。
- 公的中核病院として急性期医療を提供する。
- 高度で専門的な医療を実践する。
- 地域包括ケアシステムを踏まえた地域連携の推進に努める。
- 次世代の医療人の育成や医学・医療技術の研修・研さんに努める。

○持続可能な経営基盤の確立に努める。

こうした観点に基づき、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）及び地方独立行政法人大牟田市立病院定款（平成22年3月26日認可）の趣旨にのっとり、第4期中期目標を達成するため地方独立行政法人大牟田市立病院第4期中期計画を次のとおり定める。

第1 中期計画の期間

第4期中期計画の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 良質で高度な医療の提供

(1) 患者本位の医療の実践（重点）

① インフォームド・コンセント（説明と同意）の徹底

個々の患者が、自らが受ける医療の内容を納得し、治療法を選択できるように、インフォームド・コンセントの徹底に努める。

② 患者・家族の意思を尊重した医療の提供

A C P^{*}（アドバンス・ケア・プランニング）など患者・家族の意思決定支援に係る取組を強化し、患者・家族の生活を尊重した医療の提供を行う。

※A C P：人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組

③ チーム医療の推進

チーム医療の推進を図り、患者の状況に的確に対応した医療を提供する。

④ 接遇の向上

患者・来院者や住民が満足する病院であるために、接遇研修等の実施とその実践により接遇の向上を図る。

目標値

項目	令和2年度実績	令和7年度目標値
----	---------	----------

新入院患者数	6, 399人	7, 446人
--------	---------	---------

関連指標

項目	令和2年度実績
紹介状持参患者数	9, 508人
入院患者満足度調査（診察面）	83.6点
入院患者満足度調査（接遇面）	83.2点
入退院支援件数	2, 549件

(2) 安心安全な医療の提供

① 医療安全対策の充実

院内で発生するインシデント（患者に何らかの被害を及ぼすには至らなかったものの注意を喚起すべきヒヤリ・ハット事例）について報告する組織風土を醸成するとともに、その内容を分析し改善に向けた対策を徹底することで、医療安全対策の充実を図る。

② 院内感染対策の充実

院内サーベイランス（院内感染管理活動）等を通じ院内感染の防止に努めるとともに、地域の医療機関などとの感染に関する情報共有等を行う。

目標値

項目	令和2年度実績	令和7年度目標値
院内研修会の開催 （医療安全に関するもの）	5回	5回
院内研修会の開催 （感染に関するもの）	10回	10回

関連指標

項目	令和2年度実績
インシデントレポート報告件数	837件

(3) 高度で専門的な医療の実践

高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、医療スタッフの専門資格取得の促進を図ることにより、最新の治療技術を導入するなど、高度で専門的な医療を実践する。また、良質で高度な医療の提供のため、臨床研究にも積極的に取り組み、医学の発展に貢献する。

関連指標

項目	令和2年度実績
手術件数 (手術室施行分)	2,631件
全身麻酔件数 (前掲の手術件数の内数)	1,068件
内視鏡治療件数(上部消化管)	216件
内視鏡治療件数(下部消化管)	474件
血管造影治療件数(頭部)	65件
血管造影治療件数(腹部)	82件

(4) 快適な医療環境の提供

患者や来院者により快適な環境を提供するため、院内環境の改善に取り組む。

関連指標

項目	令和2年度実績
----	---------

入院患者満足度調査 (院内施設面)	77.1点
入院患者満足度調査 (病室環境面)	77.7点

(5) 保健医療情報等の提供

保健医療に関する専門的な知識を公開講座の実施やホームページ等により情報発信するなど普及啓発活動を実施する。

目標値

項目	令和2年度実績	令和7年度目標値
市民公開講座開催回数 ※1	0回	12回

※1 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、計画していた全ての開催を中止とした。

関連指標

項目	令和2年度実績
出前講座開催回数	6回

(6) 法令の遵守と公平性・透明性の確保

公立病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立するため、関係法令や内部規定を遵守することはもとより、公平性・透明性を確保した業務運営を行う。診療録等の個人情報の保護やそれらの情報開示、また、情報公開については、大牟田市の関係条例等に基づき適切に対応する。

2 診療機能を充実する取組

(1) がん診療の取組（重点）

「地域がん診療連携拠点病院」として、地域において質の高いがん診療を提供し続けるために、がん診療の専門スタッフの育成を図るとともに、手術や化学療法及び放射線治療等の効果的な組合せと、より体に及ぼす負担や影響が少ない治療に積極的に取り組む。また、がん

治療に関する支援体制を充実させるほか、緩和ケアに係る診療体制の充実を図る。さらに、がんに関する地域の医療従事者を対象とした研修や、連携パス（地域医療連携治療計画）を使った治療に取り組み、地域のがん診療の水準の維持向上を図る。

関連指標

項目	令和2年度実績
がん手術件数 (前掲の手術件数の内数)	438件
放射線治療数	2,948件
化学療法件数	2,807件
経口抗がん剤処方件数	2,050件
がん退院患者数	1,945件
がん相談件数	676件
がんセンターボード症例数	206例

(2) 救急医療の取組

急性期医療を担う地域の中核病院として、地域住民の救急医療へのニーズに応えるため、24時間365日救急医療の提供を行う。また、救急専門医及び救急看護認定看護師を中心に医療スタッフのレベルアップを図るなど、救急医療の更なる質の向上に取り組む。特に、急性心筋梗塞や脳卒中など緊急かつ重篤な患者の受入れについては、体制強化できるよう引き続き最大限の努力を行う。

なお、大牟田市立病院で対応が困難な3次救急については、久留米大学病院や聖マリア病院等の救命救急センターと緊密に連携し、必要な処置を行い、搬送等により、迅速かつ適切な対応を行う。

救急隊との症例検討会あるいは救急蘇生講習会などの開催により、

地域の救急医療水準の向上を図る。

目標値

項目	令和2年度実績	令和7年度目標値
救急車搬送患者からの入院患者数	1,190人	1,342人

関連指標

項目	令和2年度実績
救急車搬送患者数	1,746人
救急症例検討会開催回数	4回

(3) 母子医療の取組

産科医療においては、安心して出産できる環境づくりの推進のため、小児科との協働や総合周産期母子医療センター等との密な連携を図るほか、育児不安や産後うつ予防のため、必要に応じて行政との情報共有を行う。また、医師や助産師を中心とした地域の医療スタッフが合同で行う研修会を実施するなど、地域の産科医療水準の向上に寄与する。

小児医療においては、地域医師会と共同で行う平日時間外小児輪番制事業の継続に貢献し、夜間における小児救急ニーズに対応するとともに、2次救急及び入院医療を中心に地域の中核病院としての役割を果たす。

関連指標

項目	令和2年度実績
ハイリスク分娩件数	33件
小児新入院患者数	341人

(4) 災害等への対応

災害時には「災害拠点病院」としての役割を果たせるよう事業継続計画を適宜見直すとともに、定期的な災害対応訓練の実施など災害拠点病院としての機能充実を図る。また、大規模災害が発生した場合には、災害派遣医療チームを派遣する等の医療救護活動の支援に努める。

(5) 感染症への対応

新興感染症[※]等の感染拡大時には、県からの協力要請に基づき、患者の受入れを適切に行うとともに、平時より病院全体で対応できる体制を整備するなど、感染症対策の強化に努める。

※新興感染症：かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症

3 地域医療連携の取組

(1) 地域医療構想における役割の発揮

「地域医療支援病院」として、紹介患者の積極的な受入れを行うとともに、「地域医療構想」等において地域から求められる医療機能の充実を図るため、必要に応じ医療機能の転換について検討を行うほか、医療機器の共同利用等の推進を行う。

目標値

項目	令和2年度実績	令和7年度目標値
紹介率	91.7%	80.0%
逆紹介率	112.3%	90.0%

関連指標

項目	令和2年度実績
地域医療機関サポート率 ※2	87.4%

※2 地域医療機関サポート率＝二次医療圏内で紹介を受けた医科医療機関数／二次医療圏内医科医療機関数

(2) 地域包括ケアシステムを踏まえた取組

「地域包括ケアシステム」の理念を踏まえ、住民が住み慣れた地域で長く安心して暮らせるよう、地域の医療機関及び介護事業所等とも情報共有を推進し、更なる連携の強化に努める。

関連指標

項目	令和2年度実績
地域連携パス利用件数	198件
介護支援連携指導件数	94件

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 人材の確保と育成

(1) 病院スタッフの確保（重点）

① 医師の確保

質の高い医療を提供していくために、医師及び臨床研修医の確保に努める。

② 多種多様な専門職等の確保

質の高いチーム医療を提供していくために、優秀な看護師や専門職等の確保に努める。

(2) 研修及び人材育成の充実

① 教育・研修制度の充実

職務、職責に応じた階層別研修やテーマごとに開催する院内研修会の充実を図るとともに、院外の研修等も活用しながら職員の資質の向上を図る。また、職員の学会参加や論文発表を推進し、各種認定資格等の取得支援を行うことなどにより、専門知識・スキルを有した人材の育成を図るほか、病院を取り巻く外部環境の変化に柔軟に対応できる人材の育成に努める。

② 教育・研修の場の提供

教育機関等からの実習受入れを行い、将来の医療を担う人材の育成や地域医療水準の向上に貢献する。

③ 事務職員の専門性の向上

病院運営に必要な専門知識や経営感覚に優れた人材を育成する。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

新型コロナウイルス感染症により生じた患者の受療行動の変化等に対応しながら、医業収益の回復に努める。また、院内の連携を推進し、効率的な病床管理や適切な施設基準の取得を行うとともに、医療資源の有効活用を図りながら、適正な医業収益の確保に努める。

目標値

項目	令和2年度実績	令和7年度目標値
入院単価	57,125円	59,000円
病床稼働率	69.0%	79.7%
新入院患者数（再掲）	6,399人	7,446人
平均在院日数 ※3	11.6日	11.5日
外来単価	17,152円	17,700円

※3 診療報酬算定における除外患者も含めた全ての入院患者の値

(2) 費用の節減

業務の効率化や職員の費用節減意識の醸成を図り、材料費及び経費の更なる節減に取り組む。

目標値

項目	令和2年度実績	令和7年度目標値
材料費比率 ※4	21.4%	21.4%
経費比率 ※5	22.1%	20.6%

※4 材料費比率＝材料費／医業収益

※5 経費比率 = (経費 (医業費用) + 経費 (一般管理費)) / 医業収益

3 経営管理機能の充実

(1) 経営マネジメントの強化

病院の業務を効率的かつ効果的に運営するため、組織内における適切な権限委譲と責任の明確化のうえ、病院長及び各部門の長がリーダーシップを発揮し、相互の連絡調整を図り、効率的かつ効果的な経営マネジメント体制の充実を図る。

(2) 継続的な業務改善の実施

① 柔軟な人員配置及び人事給与制度の見直し

病院の業績や社会情勢の変化を考慮し、人員配置及び人事給与制度の見直しを適宜行い、職員のモチベーションの維持・向上を図る。

② 病院機能の充実

令和5年度に予定する公益財団法人日本医療機能評価機構による「病院機能評価」の6回目となる認定更新に取り組むとともに、病院機能の向上を図るため、病院機能評価のより高い基準を目指して継続的に業務改善に取り組む。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営基盤の強化

(1) 健全経営の維持及び継続

中期目標期間における損益計算の4年間の合計において、経常収支比率102%以上とすることを目指し、医業収支の改善に努める。

目標値

項目	令和2年度実績	令和7年度目標値
経常収支比率 ※6	103.6%	100.1%
医業収支比率 ※7	90.7%	99.0%
職員給与費比率 ※8	59.7%	52.3%

※6 経常収支比率 = (営業収益 + 営業外収益) / (営業費用 + 営業外費用)

※7 医業収支比率＝医業収益／医業費用

※8 職員給与費比率＝（給与費（医業費用）＋給与費（一般管理費））
／医業収益

(2) 設備投資に向けた財源の確保

高度医療機器の更新、施設の補修及び設備の更新等に備え、財源の確保に努める。

関連指標

項目	令和2年度実績
自己資本比率 ※9	42.4%

※9 自己資本比率＝純資産／（負債＋純資産）

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和4年度から令和7年度まで）

（単位 百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	31,425
医業収益	29,541
運営費負担金	1,772
その他営業収益	112
営業外収益	218
運営費負担金	63
その他営業外収益	155
臨時利益	0
資本収入	870
運営費負担金	0
長期借入金	870
その他資本収入	0
その他の収入	0

計	32,513
支出	
営業費用	28,051
医業費用	27,330
給与費	14,790
材料費	6,963
経費	5,458
研究研修費	119
一般管理費	720
営業外費用	93
臨時損失	0
資本支出	4,134
建設改良費	1,942
償還金	2,192
その他の資本支出	0
その他の支出	0
計	32,278

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(人件費の見積り)

総額15,462百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

(運営費負担金の繰出基準等)

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に準じ算定した額とする。

また、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画 (令和4年度から令和7年度まで)

(単位 百万円)

区 分	金 額
-----	-----

収益の部	31,693
営業収益	31,486
医業収益	29,472
運営費負担金収益	1,772
補助金等収益	93
資産見返運営費負担金戻入	114
資産見返補助金戻入	18
その他営業収益	18
営業外収益	207
運営費負担金収益	63
その他営業外収益	144
臨時利益	0
費用の部	30,821
営業費用	30,519
医業費用	29,793
給与費	14,790
材料費	6,330
経費	6,015
減価償却費	2,549
研究研修費	108
一般管理費	725
営業外費用	302
臨時損失	0
純利益	872
目的積立金取崩額	0
総利益	872

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画 (令和4年度から令和7年度まで)

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金収入	34,583

業務活動による収入	31,643
診療業務による収入	29,541
運営費負担金による収入	1,835
その他の業務活動による収入	268
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	870
長期借入れによる収入	870
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間からの繰越金	2,069
資金支出	34,583
業務活動による支出	28,144
給与費支出	15,462
材料費支出	6,963
その他の業務活動による支出	5,719
投資活動による支出	1,942
有形固定資産の取得による支出	1,942
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2,192
長期借入金の返済による支出	755
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,437
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	2,305

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

1,000百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応や賞与の支給等一時的な資金不足への対応を想定している。

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることの見込ま

れる財産の処分に関する計画

なし

第8 第7に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画

なし

第9 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特に費用を要するものは、実費相当額若しくは理事長が別に定める額又はその契約に定めるところによる。この場合において、理事長は、公共性・経済性の観点から総合的に勘案して定めるものとする。
- (4) 既に納めた診療料等については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 料金の減免又は徴収の猶予

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより診療料等の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第11 地方独立行政法人大牟田市立病院の業務運営等に関する規則（平成22年大牟田市規則第39号）第4条に定める事項

1 施設及び設備に関する計画（令和4年度から令和7年度まで）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設・設備の整備	総額 3 1 4 百万円	自己資金及び大牟田市からの長期借入金
医療機器等の整備・更新	総額 1 , 6 2 8 百万円	自己資金及び大牟田市からの長期借入金

(注) 金額については見込みである。

2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

3 その他法人の業務運営に関する特に重要な事項

(1) 市の施策への協力

市立病院として、医療に関連した市の施策に対して積極的に協力する。